

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）（先議）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国立大学法人大阪外国語大学を国立大学法人大阪大学に統合すること。
- 二、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成十九年十月一日から施行すること。
- 三、国立大学法人大阪外国語大学は、この法律施行の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、国立大学法人大阪大学が承継すること。
- 四、この法律施行の際現に大阪外国語大学に在学する者は、大学卒業又は大学院の課程修了に必要な教育課程の履修を統合後の大阪大学において行うものとし、同大学はそのため必要な教育を行うものとするこ

と。